

☆ 岐阜市不育症検査費助成について ☆

1 対象となる検査

・流産検体を用いた遺伝子検査

(次世代シーケンサーを用いた流死産絨毛・胎児組織染色体検査のみ)

先進医療として厚生労働省が告示している不育症検査であり、先進医療の実施医療機関に指定された医療機関で行ったものに限りです。

※詳しくは下記の厚生労働省ホームページ先進医療 A の No.29 で確認ください。

先進医療の各技術の概要

<https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kikan03.html>

先進医療を実施している医療機関の一覧(実施医療機関は、随時更新されています。)

<https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kikan02.html>

※令和4年12月1日以降で、承認された実施医療機関での検査が対象です。

2 助成内容

- ・不育症検査で助成対象費用の7割に相当する額(千円未満切り捨て)を上限額6万円まで助成します。

3 対象者

- ・助成対象の不育症検査を受けるまでに、2回以上の流産又は死産をされた方。
- ・申請時に岐阜市に住所を有する方。

4 申請方法

- ・不育症検査を受けた年度内に、申請書に必要事項を記入し、その他の必要書類を添付して、申請窓口(子ども支援課・岐阜市中・南・北保健センター)へ提出してください。
郵送での提出はできません。
 - * 申請書類は、岐阜市のホームページからダウンロードすることもできます。
 - * **年度内に申請されないと助成対象になりません**のでご注意ください。

5 必要書類 **岐阜県の様式での申請はできませんので、ご注意ください。**

- (1) 岐阜市不育症検査費助成申請書
- (2) 岐阜市不育症検査費助成検査受検証明書 (医療機関に記入を依頼してください。)
 - * 検査の内容について、個人情報(受検者氏名・医療機関名)を除いて、国に情報提供し、国がその情報を施策の検討に活用させていただきます。
- (3) 不育症検査を受けた医療機関発行の領収書
 - * 確定申告後の領収書は不可。
 - * 領収書の合計金額と、(2)の証明書に記載された領収金額が一致することが必要です。
一致しない場合は、医療機関にご確認の上、一致させてからご提出ください。

6 問合せ先・申請窓口

岐阜市役所 子ども支援課	TEL 214-2396	岐阜市司町40-1	庁舎2階
中保健センター	TEL 214-6630	岐阜市徹明通2-18	
		柳ヶ瀬グラスル35	3階
南保健センター	TEL 271-8010	岐阜市茜部菱野1-75-2	
北保健センター	TEL 232-7681	岐阜市長良東2-140	